



2018. 12. 11
 2019年度 第1号 通算 231号
 連合県央地域協議会 (連合県央地協)
 〒955-0044 三条市南四日町 1-15-8
 三条市勤労青少年ホーム(ソレイユ)内
 TEL 0256-32-6363 FAX 0256-32-6490
 e-mail: rengousk@fancy.ocn.ne.jp
 URL: http://rengo-kenoh.net/

第28回年次総会 各組織と連携を強化し 更なる地域展開を

連合県央地協は11月29日、燕三条地場産センターリサーチコアにおいて、第28回年次総会を開催し、代議員59名(委任10名)、傍聴10名、地協役員20名の計89名が出席。総会議長には、岩田代議員(日教組)と本間代議員(JP労組)が選出されました。

主催者あいさつで海津議長は、組織拡大、政策制度、地区労福協を通じた地域社会貢献、政治活動の4点について述べ、今後も連合運動の地域展開をすすめていくため、構成組織へ連携強化、課題の共有、運動への参加など協力を呼びかけました。

来賓あいさつではまず、連合新潟 桑原副事務局長が、連合がめざす社会像「働くことを軸とする安心社会」実現のための取り組み、組織拡大、政治課題について触れ、地域に根差した顔の見える運動として展開・推進いただくよう激励しました。続いて、国民民主党県連 高倉幹事長、立憲民主党県連 佐藤幹事長、社民党三条支部協議会 有坂代表、労働金庫燕支店 藤崎支店長、全労済新潟支所 玉木支所長より祝辞を受けました。



退任役員(代理)への表彰

その後、2018年度活動報告などの報告事項、審議事項では第1号議案 2019年度活動方針に関する件、第2号議案 2019年度予算に関する件、第3号議案 役員の交代に関する件、第4号議案 退任役員への表彰に関する件が満場一致で承認され、第4号議案では9期およそ17年間、地協幹事としてご尽力いただきました運輸労連の渡辺克磨さん(ご本人欠席で代理の方)へ感謝状と記念品が贈呈されました。終盤には総会宣言(案)を出席者全員で採択し、海津議長の音頭で声高らかに「団結がんばろう」を行い閉会となりました。



海津議長の主催者あいさつ

2018 ワーク & ライフセミナー in 県央 生活困窮支援について学ぶ フードバンクにいがた県央センターが設置



11月10日、三条市総合福祉センター多目的ホールにて、「2018 ワーク&ライフセミナー in 県央」が開催され、県央エリアのNPO団体や各労働組合などから、およそ120名の参加がありました。

セミナーの開催にあたっては、県央地区労福協の海津会長(県央地協議長)を実行委員長に実行委員会を立ち上げ、今年9月に「フードバンクにいがた県央センター」が設置されたこともあり、下記のとおり、「共生社会とフードバンク」をテーマとしたフードバンクに関する講演や県央地域(燕市・三条市)の5団体の子ども食堂の活動、パーソナル・サポートセンターの取り組みを通して生活困窮支援について学びました。



第一部 講演会「共生社会とフードバンク」
 講師 フードバンクにいがた 理事長 高見 優 氏

第二部 子ども食堂、生活困窮支援事業の活動発表

- ① 「地域の子ども食堂 活動発表」
 - ・三条地域・・・わくわく食堂/みんなの食堂/おひさま食堂
 - ・燕 地域・・・つばめ地域食堂/みんなの食堂(白山町)
- ② 「生活困窮支援事業 パーソナル・サポートセンター事業について」
 講師 新潟市パーソナル・サポートセンター 主任相談支援員 蛸原 勝 氏
- ③ 「フードバンクにいがた県央センター」からのお願いなど

「フードバンク」とは、様々な理由で賞味期限前でも大量に廃棄されている食品を生活困窮者や福祉施設などへつなぐ支援活動です。当日は食材を持ち寄る「フードドライブ」も開催され、連合県央地協からも三条市下田地域の棚田で今年収穫したコシヒカリ30kgが提供されました。

地域の労福協の活動を通して、自治体だけでなく、地域の様々な団体、NPO団体との連携が広がっています。フォーラムやセミナーは、今後も地域福祉をテーマに開催が予定されています。

なお、各構成組織においても「フードバンクにいがた県央センター」への今後のご支援をお願いいたします。(ご支援に関するお問い合わせは、連合県央地協 0256-32-6363 まで)



フードドライブでは多くの食材が提供された



～ 県央地区労福協 2019年新春賀詞交歓会 ～

1月10日(木) 18:30～ ジョ・ワールドビップ(三条市)



2019年度予算編成に対する政策制度要請

まず燕市と弥彦村へ要請書を提出

連合県央地協の主要活動の一つである次年度予算に関わる県央エリア5市町村への政策制度要請を実施する時季となり、その皮切りとして12月3日、燕市役所と弥彦村役場へ各首長を訪ね、要請書を提出しました。今後は田上町へ12月18日、三条市へは12月19日の要請を予定しています。

燕市 要請日時：12月3日（月）13:00～

出席者：＜地協＞ 海津議長・西川副議長(燕支部長)など7名、
柴山燕市議
＜燕市＞ 鈴木市長など6名



労働行政・雇用対策、教育条件整備など11の大項目について細部54項目を要請。近年の夏季の高温化に対する各学校へのエアコン設置について鈴木市長は、「来夏までに全教室へ設置したい。他の自治体よりも対応は早い」と述べました。

弥彦村 要請日時：12月3日（月）16:00～

出席者：＜地協＞ 海津議長・西川副議長(燕支部長)など6名、
板倉弥彦村議
＜弥彦村＞ 小林村長など9名



防災・安全行政、医療体制など10の大項目について細部44項目を要請。小林村長は、発達障害など重度の障害者の方が入る特別支援学校が弥彦村や近隣にないことについて、「引き続き、各関係機関や議員と連携し県へ要請していく。」との見解を示しました。

青年女性委員会が第26回総会開催

気持ち新たに2019年度の活動がスタート

青年女性委員会は12月6日、燕三条地場産センターリサーチコアにて、第26回総会を開催し、各単組より45名の代議員・役員の出席がありました。宮越青年女性委員長は主催者あいさつの中で、連合や総会についての説明を行うとともに、今後のイベントへの参加など活動への協力を呼びかけました。



来賓あいさつでは、県央地協 渡辺事務局長に続き、連合推薦の高倉・藤田両県会議員がそれぞれの選挙区の地域課題についても触れられ、出席者全員で共有しました。

その後、役員から提案された2018年度の経過報告、2019年度の活動方針などが承認され、今総会で役員交代となるJP労組三条支部より選出の新旧役員からあいさつがあり、新たな仲間が加わりました。最後に宮越委員長による団結ガンバローで締めくくり、2019年度の活動がスタートしました。



どの職場でもハラスメント対策は大きな課題。セクハラ、パワハラ、マタハラ、さらに最近ではSOGIハラなど、多様なハラスメントが問題になっているが、セクハラは、すでに法律で事業主に防止措置が義務づけられている。何がセクハラにあたるのか、確認しておこう。

問 管理職が部下に行うと、セクハラとみなされるものをすべて選んでください。

- | | |
|----------------------|-------------------|
| ① 性的な経験の有無を聞く。 | ② 自分が風俗店に行った話をする。 |
| ③ セクハラ研修が辛いという愚痴を言う。 | ④ 結婚しない理由を執拗に聞く。 |

解説

事業主にセクハラ防止措置の義務

男女雇用機会均等法11条では、事業主にセクハラ防止の措置を義務づけています。これは、女性労働者が被害者となる場合のみでなく、男女労働者双方を対象としています。

セクハラ禁止の基本的視点は、相手が好まない性的な言動を慎むべきことであり、法的には、当該行為が、労働者の「性的人格権」を侵害するとか、使用者の「性的な問題から自由な職場環境を確保する義務」に違反すると構成されています。セクハラ禁止は、人格権保障の一態様に他ならないわけです。

次に、セクハラの種類としては、「対価型」と「環境型」があげられるのが一般的であり、11条の規定もそうになっています。ところが、実際の裁判においては、強制わいせつや執拗ないじめ・いやがらせ、性的な噂を流布したり、性的な質問や発言をしたり、また、性的な要求に従わなかったこ

とを理由として仕事上の差別をしたことも問題になっています。

したがって、①と②はセクハラとみなされま。④もその態様によりやはりセクハラとみなされるでしょう。その点では、セクハラ事案は④で問題になるように自己決定やプライバシーを侵害する側面もあるわけです。なお、③はセクハラとはいえません。愚痴ぐらいは大目に見てやってください。

【男女雇用機会均等法11条】

事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

【正解】 ①②④